

悪質な詐欺や
悪徳商法に
ご用心!



いざという時に だまされないための十ヶ条

佐渡市消費生活センター伝言板

【ご相談窓口】消費者ホットライン

188
イヤヤ
いやや!泣き寝入り!
と覚えてください。

5月は
消費者
月間です

十 契約をする前に…まず相談!

九 しつこく言い寄る相手には
110番

八 「いりません!」
言える勇気とその言葉

七 「自分だけは大丈夫」が落とし穴

六 無視しよう
架空ハガキに架空メール

五 留守電が救ってくれる詐欺被害

四 「選ばれた」
そしてあなたが「狙われた」

三 「振り込んで」その一言を疑つて

二 「オレオレ」と
見えぬ相手はお断り!!

一 うまい話には裏がある!

公的年金支給日は
「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」
と定められました。(2018年はカレンダー内●の日)

佐渡市消費生活センター 〒952-1393 佐渡市河原田本町394(佐和田行政サービスセンター 2F)
佐渡市安全安心まちづくり協会/佐渡東警察署(☎27-0110)/佐渡西警察署(☎74-0110)

保存版

見やすい場所に
貼っておきましょう

悩まず まず 相談は ☎0259-57-8143